政　令

厚生労働省組織令及び労働政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百四十七号

厚生労働省組織令及び労働政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中第十七号を第十八号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　労働者協同組合に関すること。

第九十一条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　労働者協同組合に関すること。

（労働政策審議会令の一部改正）

第二条　労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表勤労者生活分科会の項第一号中「限る。）」の下に「、第五十号の二」を加え、同項第二号中「）及び」を「）、」に、「）の」を「）及び労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　菅　義偉

関税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百四十八号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第六項、第七条の九、第四十三条の三第一項、第六十二条の三第一項、第六十二条の十及び第六十八条の規定、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項ただし書、同条第六項及び同法第七条の六第三項において読み替えて準用する同法第七条の三第四項、同法第七条の三第七項（同法第七条の六第四項及び第七条の八第三項において準用する場合を含む。）、第七条の六第一項ただし書、第七条の八第一項、第二項、第四項及び第五項、第七条の九第三号並びに第八条の七の規定、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号イの規定並びに経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第二条第一号、第三条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第七号中「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

第四条の二第五項中「次条第一項第十号」を「次条第一項第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

第四条の十二第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　第六十一条第一項第二号ニに規定する日英特恵輸入証明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）

第四条の十二第七項の表第四条第二項及び第三項の項中「及び第三項」を削り、同表第七条第一項の項を削り、同表第六条第五項第一号の項の次に次のように加える。

第七条第一項	国税関係帳簿書類（	関税関係帳簿書類（

第三十六条の三第八項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五十一条の十二第七項」を「第五十一条の十二第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとするときは、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「英国協定」という。）附属書二―A（関税の撤廃及び削減）第三編（日本国による関税の撤廃及び削減）第B節（特定の原産品についての関税上の特恵待遇を適用するための制度）第一款（第B節についての注釈）3及び4の規定に基づき、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書を当該貨物の輸入申告の日の属する年度の翌年度の六月三十日までに、税関長に提出しなければならない。この場合において、当該日英特恵輸入証明書は、当該承認の申請の際に提出されたものとみなす。

第五十一条の四第四項中「第三十六条の三第八項」を「第三十六条の三第九項」に、「規定を」を「規定を読み替えて」に、「（第八項」を「（第九項」に改める。

第五十一条の十二第八項中「第三十六条の三第八項」を「第三十六条の三第九項」に、「規定を」を「規定を読み替えて」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、英国協定附属書二―A（関税の撤廃及び削減）第三編（日本国による関税の撤廃及び削減）第B節（特定の原産品についての関税上の特恵待遇を適用するための制度）第一款（第B節についての注釈）3及び4の規定に基づき、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書を当該貨物の輸入申告の日の属する年度の六月三十日までに、税関長に提出しなければならない。この場合において、当該日英特恵輸入証明書は、当該承認の申請の際に提出されたものとみなす。

第六十一条第一項第二号中「又は日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」を「、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定又は英国協定」に改め、同号ロ中「附属書四第三規則4(a)」を「附属書四（運用上の証明手続）第三規則（原産地証明書の提示）4(a)」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該貨物が英国協定附属書二―A（関税の撤廃及び削減）第三編（日本国による関税の撤廃及び削減）第B節（特定の原産品についての関税上の特恵待遇を適用するための制度）の規定に基づき関税の譲許が同節の規定により算出される数量を限度として定められている物品に該当するものであることにつき証明を必要とするものである場合にあつては、当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けることができる物品に該当することを証する書類（第九項及び第十項において「日英特恵輸入証明書」という。）